

大阪市内全域の酒類提供飲食店に対する営業時短要請と協力金について**(1/11 時点の要請内容と協力金)**

平素は組合活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

大阪府内全域の飲食店に対して、早ければ明日（1/13）にも緊急事態宣言における営業時間短縮要請が発出されるとの報道があります。11/27 からの大阪市北区・中央区の酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請（午前5時～午後9時）から、12/16以降大阪市内全域に対象地域が広がった、緊急事態宣言発出までの間の要請内容と協力金に関してまとめましたので対象となる組合員の方々にお伝えください。尚、大阪府感染防止宣言ステッカーを、遵守した要請期限の末日までに登録、掲示していることが支給の条件となります。

制度名称	令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）	令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金
要請期間	11月27日～12月15日	12月16日～緊急事態宣言発出まで
対象	大阪市北区・中央区	大阪市全域（北区・中央区を含む）
支給額	1施設あたり58万円 *要請を遵守した期間が11/27～12/11までの施設は1施設あたり50万円	*要請を遵守した期間が12/16～12/29のみの施設は1施設あたり76万円 *要請を遵守した期間が12/30～1/11のみの施設は1施設あたり72万円 *1/12以降緊急事態宣言発出までの間は1施設あたり4万円×日数を増額
受付開始	12月16日（水）	延長された要請期間の翌日から受付予定
申請締切	令和3年1月29日（金）	未定
申請方法	原則オンライン申請 *郵送による申請も可能です。ご希望の方には組合事務局から申請書類を郵送いたします。但し、オンライン申請よりも支給まで時間が掛かります。	原則オンライン申請 *申請手続きの詳細は後日大阪市ホームページにて公表されます。 *申請に必要な書類は（注1）及び大阪市ホームページをご確認ください。

（注1）協力金申請に必要な書類（遵守したことを証明できる写真を残しておくことが必要です）

- * 協力金支給申請書 * 協力金申請要件確認書 * 誓約書（以上はオンライン申請では入力項目）
- * 本人確認書類の写し * 飲食店営業許可証の写し * 店舗名がわかる外観写真 * 休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等 * 大阪府感染防止宣言ステッカーを掲示している写真
- * 確定申告書の写し * 振込先口座の通帳の写し * その他市長が必要とする資料等

※緊急事態宣言発出の場合、対象は大阪府全域の飲食店（酒類を提供しない店舗を含む）となり、営業時間短縮要請は午前5時から午後8時（酒類の提供は午前11時から午後7時）となる予定です。また協力金は1施設あたり1日につき6万円になる予定です。